

鳥取県GAP取組・認証拡大推進事業費補助金交付要綱

制定 平成30年10月30日第201800203499号
改正 令和元年12月11日第201900237845号
改正 令和2年 4月20日第201900350348号
改正 令和5年 4月19日第202300019454号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県GAP取組・認証拡大推進事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の農業現場においてGAPに基づいた生産工程管理を普及定着させ、県産農産物の安全・安心を確保することにより農業振興を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、下表第1欄に定める認証GAPを取得するのに当たって必要な審査に係る経費について、県内に農場を持つ生産者等に対し予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、下表第2欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第3欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じた額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

1 認証GAP	2 補助対象経費	3 補助率
(1) JGAP (2) ASIAGAP (3) GLOBAL.G.A.P	新規に左記認証を取得するのに当たって必要な審査に係る経費 (申請料、審査料、審査判定料、登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等、審査・認証機関が受信者に請求する経費)	1/2以内

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、**毎年度2月10日**までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、**当該者が免税事業者、簡**

易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から、30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日。

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の機械及び器具においては、交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものと

して知事が別に定めるものとする。

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(書類の提出)

第9条 規則及びこの要綱の規定により県に提出する書類は1部とし、農業振興監生産振興課に提出するものとする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。